

水道水源における消毒副生成物前駆物質汚染対応方策検討会開催要項

1. 趣旨

我が国の水道水源の多くは河川水等に依存しているが、上流に大量の化学物質を使用し又は処理する施設がある場合には、上流からの有害物質等の流入によって水質事故が発生し、取水停止や給水停止に至るおそれがある。平成24年5月には、ホルムアルデヒド前駆物質の廃棄物処理施設からの流入により、首都圏で広範囲の取水制限、給水制限が発生する事態となった。

水道施設は水道水源におけるリスクに係る不測の事態に備えることが求められており、現行法制度の規制対象外である消毒副生成物前駆物質についても、今般の事態の再発防止の観点から、原因となり得る化学物質の抽出、生成メカニズム、水道施設における低減方策等の検証を行うことにより、水道水源における水質事故のリスクに応じた施設整備及び管理のあり方を取りまとめ、事故発生時における安心・快適な給水の確保の推進を図る必要がある。

2. 検討会の構成員

- (1) 厚生労働省健康局長が委嘱し、委嘱期間は平成25年度末日までとする。
- (2) 座長は第1回検討会において委員中から選出する。
- (3) 委嘱期間内に委員の変更が必要となった場合は、厚生労働省健康局長が他の者に委嘱する。

3. 検討事項

- (1) 消毒副生成物前駆物質に関する知見、規制内容等の整理
- (2) 水道施設における消毒副生成物前駆物質の生成メカニズム及び低減方策の検証
- (3) 水道原水中の消毒副生成物前駆物質の監視方法
- (4) 水道水源における水質事故のリスクに応じた施設整備及び管理のあり方 等

4. その他

- (1) 検討会の庶務は、厚生労働省健康局水道課が行う。
- (2) 検討会の召集は、座長と協議の上、厚生労働省健康局長が行う。
- (3) 検討会は、原則公開とする。ただし、議事内容により非公開とする場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。
- (4) その他検討会の運営に関して必要な事項は、別途定める。